

香川県園芸総合センター整備事業実施業務仕様書

1 業務目的

園芸総合センターにおいて、これまでの花き等の研究拠点施設としての機能に加え、通称「さぬきフラワーガーデン」として、四季折々の花を自由に鑑賞でき、幅広い年齢層が集い楽しめるにぎわい拠点となるよう、施設のリニューアル等に取り組む。

2 業務のコンセプト

業務については、「花と緑に触れ合う、憩い・学びのさぬきフラワーガーデン」をリニューアルコンセプトとし、以下により実施する。

【コンセプト（基本的な考え方）】

昭和 62 年、園芸作物の研究拠点施設として開所した園芸総合センターでは、一般開放により、約 80 種の日本有数の梅園や県オリジナル品種を含む年間約 60 品種の花、しだれ桜や香川県が誇る盆栽の展示の観賞が可能であり、花の愛好家などが自由散策で訪れている施設であることから、今回の整備を通して学童、若者、家族連れなど幅広い年代層が四季折々の花を楽しめるとともに、花きへの関心や施設への親しみを持つことができ、「また来たい!」、「友達に勧めたい!」となるようなにぎわいの拠点施設の提供を目指す。

3 業務期間

契約締結の日から令和 7 年 3 月 31 日まで

4 業務の内容

(1) 施設等の新設

受託者は、アーチ型ゲート・正門看板・実習館アプローチ看板・立型案内看板・テーブル型案内看板・壁面アートのデザイン・設計・制作・設置業務を実施することとし、詳細は以下のとおりとする（施設の位置、大きさは別添「位置図」に示す範囲とする）。

なお、「2 業務のコンセプト」内容を含んだ提案とすること。

業務項目等	業務内容・備考	業務完了期日	業務実施場所
アーチ型ゲート	○日光・風雨・温度・湿度・オゾン・塩害等に対する耐久性を有している金属製素材の骨組（フッ素塗装）。 ○トラス風アーチ形状。 ○柱は骨組を生かして見せる構造とし、土台部分は門柱のようなレンガ風装飾とする。 ○アーチ表面には必要に応じて箱文字、プレートサインをつける（ボルトオン）。	令和 6 年 10 月 31 日までに竣工すること。	高松市香南町岡 1164-1 （香川県園芸総合センター）

	<p>○メインゲートであり、大型バスが通過できるものであること。</p>		
正門看板	<p>○日光・風雨・温度・湿度・オゾン・塩害等に対する耐久性を有している金属製素材の看板(フッ素塗装)。</p> <p>○自立看板(横長)。</p>		
実習館アプローチ看板	<p>○日光・風雨・温度・湿度・オゾン・塩害等に対する耐久性を有している金属製素材の看板(フッ素塗装)。</p> <p>○看板を設置する実習館入口の軒側面と同じ形状。</p> <p>○看板表面には必要に応じて箱文字、プレートサインをつける(ボルトオン)。</p>		
立型案内看板	<p>○日光・風雨・温度・湿度・オゾン・塩害等に対する耐久性を有している金属製素材の看板(フッ素塗装)。</p> <p>○自立看板(横長)。</p>		
テーブル型案内看板	<p>○日光・風雨・温度・湿度・オゾン・塩害等に対する耐久性を有している金属製素材の看板(フッ素塗装)。</p> <p>○手前に傾斜があるテーブル型看板(横長)で移動式のストッパー付キャスター付き。</p>		
壁面アート	<p>○日光・風雨・温度・湿度・オゾン・塩害等に対する耐久性を有している金属製素材のプレート(フッ素塗装)。</p> <p>○デザイン性のある絵画を描写したプレートとし、設置する身体障がい者トイレ側面全面に施工すること。</p>		
その他	<p>○四季折々の花や県オリジナル花き品種を意識できるデザインを取り入れ、訪れた人に読み取れるようにすること。</p> <p>○SNS等を活用した情報発信を意識し、シンボリックなデザインとすること。</p> <p>○香川県道45号高松空港線を通過する車両や正門からの見え方にも十分配慮すること。</p> <p>○他で採用されているまたは他の公募中等に提案中などのデザイン、あるいはそれに類似したデザインを用いた応募は不可とする。</p>		

留意事項	<p>○地下埋設物は原則現状位置のまま維持するものとし、提案に伴い撤去または移設等が必要となる場合は本業務において実施すること。なお、これに係る費用については業務費用に含むものとする。</p> <p>○施工にあたっては、行程、施工方法、安全対策等について、当該地管理者である農業試験場と十分協議・調整のうえ実施すること。</p> <p>○関係法令を遵守し、騒音や振動、悪臭、電波障害等の環境対策について周辺地域に十分配慮すること。</p> <p>○アーチ型ゲート・正門看板・実習館アプローチ看板・立型案内看板・テーブル型案内看板・壁面アートが完成した際には本県職員の立会を受けるものとし、不備等を指摘された場合は遅滞なく真摯にこれに対応すること。</p>		
------	---	--	--

(2) プレオープン式典の開催

受託者は、施設リニューアルに係るプレオープン式典の開催業務を実施することとし、詳細は以下のとおりとする。

なお、「2 業務のコンセプト」内容を含んだ提案とすること。

業務項目等	業務内容・備考	業務完了 期日	業務実施 場所
来賓・招待者等	○発注者と協議のうえ、来賓者・招待者用受付簿を作成するとともに、当日会場及び周辺駐車場において受付・誘導を行うこと。なお、来賓者・招待者の選定や案内状の送付・取りまとめは県が行う。	令和6年 11月30 日までに 県が指定 するいず れか1日	高松市香 南町岡 1164-1 (香川県 園芸総合 センター)
式典企画・運営	<p>○出席者を50名程度、テープカットを10名程度、式典の所要時間を1時間程度と想定する。</p> <p>○プログラム構成はテープカットとし、主催者あいさつ、来賓祝辞、来賓紹介、施設案内を盛り込んだ記念式典に相応しい企画とすること。</p> <p>○テープカットに必要な設備・資機材(紅白テープ、白手袋、ハサミ等)を準備すること。</p> <p>○進行に係る台本・マニュアルを雨天時のパターンを含め作成すること。</p> <p>○進行に係る司会、進行ディレクター、進行・運営・受付スタッフ等を手配すること。</p>		

会場設営・撤去	○会場の責任者と連絡体制を構築すること。 ○記念式典前日にリハーサルを行うこと。		
印刷物	○当日のチラシを作成すること。 ○出席者に配布する式次第（50枚程度）を作成すること。		
設営・撤去	○来場者休憩用テント・椅子・テーブル・照明を設置・撤去すること。		
式典撮影	○記録用に式典を動画と静止画で撮影すること。 ○来賓、招待者、主催者の集合写真を撮影すること。		
成果物の提出	○記録した動画・静止画は、電子媒体（動画は mpg（mpeg2）形式、静止画は bmp 形式で保存）として、ディスク（CD-R 又は DVD-R）3枚に保存し、集合写真（A5 サイズ・光沢紙）5枚とともに式典終了後 15 日以内に委託者あて提出すること。		

(3) リーフレットの制作

受託者は、施設 PR リーフレットの制作業務を実施することとし、詳細は以下のとおりとする。
なお、「2 業務のコンセプト」内容を含んだ提案とすること。

業務項目等	業務内容・備考	業務完了 期日	納品場所
部数	○10,000部	令和7年 3月15日 (グラン ドオープ ン式典で の配布を 想定)	高松市香 南町岡 1164-1 (香川県 園芸総合 センター)
サイズ・形式	○A4版・三つ折り		
用紙	○マットコート紙		
刷り色	○両面カラー印刷		
内容	○リニューアル施設の紹介と併せて施設の見どころや花きの展示品種、年間行事イベントを紹介し、園芸総合支援センターを核とした近隣施設（さぬき空港公園、香南アグリーム等）の周遊につながる内容の提案とすること。（表紙、施設紹介）		
デザイン・校正	○(1)の施設と統一感のあるデザインとすること。 ○リーフレットに2次元コードを表示し、スマートフォンでの読み取り画面上にInstagram「TAK空港周辺施設連絡会【公式】」及び「かがわ農業経営 info」が表示できるようにすること。 ○他で採用されているまたは他の公募等に提案中などのデザイン、あるいはそれに類似したデザインを用いた応募は不可とする。 ○制作の途中で委託者の確認（3回程度）を受けること。		

成果物の提出	○印刷物に電子媒体 (bmp 形式) でディスク (CD-R 又は DVD-R) に保存したもの 1 枚を添え、右の業務完了期日までに委託者あて提出すること。		
--------	---	--	--

5 報告書の提出

受託者は、「4 業務の内容」の(1)から(3)のそれぞれの業務ごとに、業務完了後、遅滞なく業務の成果に関する報告書を県に提出すること。

なお、「4 業務の内容」の(1)については、施工写真・使用した材料の品質証明書を添え、提出すること。

6 著作権

(1) 著作権の帰属等

本業務で新たに生じた著作物の著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 21 条（複製権）から第 28 条（二次的著作物の利用に関する原作者の権利）までに規定する全ての権利）については、県に帰属するものとする。

(2) 著作者人格権の不行使

受託者は、県の書面による事前の同意を得なければ、著作権法第 18 条（公表権）及び第 19 条（氏名表示権）を行使することができない。

(3) 第三者が権利を有する著作物

納入される成果物に第三者が権利を有する著作物（以下「既存著作物」という。）が含まれている場合は、県が特に使用を指示した場合を除き、受託者の責任と負担において、当該既存著作物の使用許諾契約に係る一切の手続きを行うこと。

(4) 第三者との紛争処理

本業務に基づく作業及び成果物に関して、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、受託者の責任と負担において一切を処理すること。

7 その他

(1) 業務の実施に当たっては、県と十分に打合せを行い、県の承認を得た上で行うこと。

(2) 受託者は、アーチ型ゲート・正門看板・実習館アプローチ看板・立型案内看板・テーブル型案内看板・壁面アートのデザイン・設計・製作・設置業務、施設リニューアルに係るプレオープン式典の開催業務及び施設 PR リーフレットの制作業務までを一括して実施すること。

(3) 受託者が行う業務については、一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、業務を効果的に行う上で必要と思われる業務については、県と協議の上、その一部を委託することができる。

(4) 受託者は、委託期間中の実施計画書を作成し速やかに県へ提出すること。

(5) 県は、業務実施過程で本提案要領記載の内容に変更の必要が生じた場合は、受託者に協議を申し出る場合がある。この場合、受託者は、委託料の範囲内において仕様の変更に応じること。

(6) 業務の実施に当たって、個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律（平成

15年法律第57号)等に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に万全を期すこと。

- (7) 提出された提案書については返却しないものとする。
- (8) 本提案に要する費用は提案者の負担とする。
- (9) 事業者の選定後、県からデザインの相談・変更を求める場合がある。この場合は、事業者は協議に応じ、適切に対応すること。